

乙第三十二号

郡区役所

本年月乙第三十一号達ニ依リ学校ヲ集会ニ充用ノ認可ヲ請フトキハ其教育上ニ妨害ノ有無篤ト取糺シ処分致スヘク万一認定シ難キモノ等之レアル場合ニ於テハ其都度処分ノ見込ヲ具シ県庁ノ指揮ヲ受クヘシ此旨相達候事

明治十五年三月十日

神奈川県令 冲 守固

(神奈川県布達)

101 教育の普及に関する件論達

(本書) 『郡第百九十一号』

各町村

戸 長

学校世話役

夫教育ノ一日モ欠クヘカラサル人ノ智識ヲ開暢シ技芸ヲ興隆シ之ヲ大ニシテ全国ノ富強ヲ致シ之ヲ小ニシテ人民ノ幸福ヲ達スル一ニ学ニ由ラスンハアラサル喋々論ヲ俟タサルナリ学ニ大中小学ノ区別ヲ設ク一般ノ子弟六歳ニ至レハ小学ニ従事セシメ漸次高尚ノ域ニ進マシムルノ御趣意ニ有之小学ノ如キハ既ニ全国ニ普及シ市井邑里到

ル処其設アラサルナク目今其科程ヲ卒ルモノ亦尠シトセス然レトモ此特ニ教育ノ初歩ニ係ルヲ以テ未タ善且美ヲ尽スモノトナスヘカラス中学ハ高尚ノ学科ヲ教ユル処ナレハ小学普及ノ今日ニアリテ之ヲ設立スル固ヨリ急務タルヲ以テ曩ニ六郡ノ協議ヲ尽シ小田原中学校ヲ設立セリ然ルニ人民未タ小成ニ安ンスルノ弊習ヲ脱去セス或ハ小学ノ卒業ヲ以テ学ノ斯ニ尽ルトナシ遂ニ教育ノ洪益ヲ被ラサルモノ亦尠シトセス実ニ慨嘆ニ堪サルナリ各戸長及ヒ学校世話役町村議員ニ於テ厚ク其旨趣ヲ体シ各受持村内人民ニ懇篤説諭ヲ加エ学ノ小成ニ安ンス可カラサルノ理ヲ感発セシメ小学卒業ノ生徒及ヒ晩年子弟ノ篤志ナル者ヲシテ牒々中学校エ入学ヲ致候様尽力可被致此旨及論達候也

明治十二年十二月廿六日

大住 淘綾 両郡長 山口左七郎

(郡役所達) (明治一六年) 伊勢原市役所藏

102 窮民教育規則

甲第百三十六号

窮民教育規則左之通り相定候条此旨布達候事

明治十三年八月七日

神奈川県令 野村 靖

教育規則

第一条 教育所ニ於テ教育スルハ左ニ掲クル者トス

一 赤貧無告ノ窮民ニシテ自活ナス能ハサルモ恤救規則ニ適當セサルヲ以官ノ救助ヲ仰キ難ク事実憫諒スヘキ者

一 前項窮民ニシテ恤救規則ニ因リ官ノ救助ヲ仰クト雖モ尚ホ幾分ノ不足アルヲ以生活ナシ能ハサル者

但官給ノ恤救金ハ悉皆教育所ヘ納付セシムヘシ

一 赤貧ニシテ病者アルカ又ハ老幼数名アリ一家中之ヲ保育スル者ナク親族モ亦赤貧ニシテ之ヲ救済スル資力ナク極メテ困難ナル者

一 赤貧ニシテ戸主又ハ家族ノ内一二ノ執業者アリ鞠躬其力ヲ尽スモ余ノ家人ノ生存シ能ハサル者

一 生家退転寄ルヘキ親戚知音ナク無籍ノ漂泊人ニシテ老幼廢疾又ハ疾病ニ罹リ極メテ困難ナル者

第二条 此規則ヲ以教育スルハ滿一ケ年以内タルヘシ倘シ滿一年ニ及モ仍ホ前各項ノ情状ヲ脱セサル者ハ更ニ相当ノ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第三条 教育所ニ於テ衣食其他ヲ給与スルハ揮テ給与規則ニ拠ル

第四条 教育所ニ於テ教育ヲ受ル者ハ該場ノ規則ヲ遵守スヘキハ勿

論老幼其他疾病等ニテ就業ニ堪サル者ヲ除クノ外其授クル所ノ業

ヲ執ルヘシ該就業ニ由リテ得ル処ノ賃金ノ内半額ハ教育費用ノ内へ還納セシメ半額ハ本人ノ所得トシ内幾分ヲ現給シ幾分ヲ積立置本人出場ノ際之ヲ付与スヘシ

但積立金ハ駅通局貯金預所ヘ交付シ利子ヲ増殖セシム

第五条 此規則ニ因リ教育ヲ仰カントスル者ハ其自活ナス能ハサル事情ヲ詳記シタル願書ヲ作り其町村戸長ヘ差出スヘシ戸長ハ其事

実ヲ取調奥書ノ上郡区長ヲ經テ県庁ニ差出スヘシ但無籍漂泊人ヲ除キ其他ノ願書ニハ隣保ノ者三人以上親族アラハ親族隣保合テ三人以上連署スヘキ

モノトス

但教育スヘキ人員ハ時宜ニヨリ一時制限スルコトアルヘシ

第六条 行旅困難人原籍へ運送方照会中戸長ノ請求ニヨリテハ一時教育所ニ入レ衣食等ヲ貸与スルコトアルヘシ

但本行ノ諸費ハ追テ本人又ハ其親族等ヨリ償却セシムルモノトス

第七条 此規則ヲ以テ教育スル窮民ニ金錢其他物品ヲ惠与セントスルモノハ左ノ手續キニ拠ル

一 金錢其他物品ヲ惠与セントスルモノハ其惠与スヘキ窮民ヲ指名スルカ又ハ一般窮民ノ教育資本ニ供スル等其旨ヲ書面若シク

ハ口述ヲ以テ現品ヲ添ヘ県庁又ハ郡区役所戸長役場ノ内ヘ便宜
差出スヘシ

一 県庁及ヒ郡区长戸長ハ総テ惠与品ヲ受取タル上ハ本人ノ惠与
スヘキ旨趣等ヲ明記シタル請取書ヲ渡スヘシ

一 郡区长戸長其請取タル現品ハ総テ其事由ヲ具状シ県庁ヘ差出
スヘシ県庁ハ其惠与者ノ旨趣ニ從テ之ヲ処分シ一ケ月毎ニ取纏
メ新聞紙ニテ広告スヘシ

一 惠与スル者自己ノ姓名ヲ名称スルヲ厭フモノハ匿名ニテモ妨
ケナシトス

(神奈川県布達)

二〇三 明治十六年甲部巡察使復命書神奈川県

の部および関係書類(一―三)

(一)

明治十六年甲部巡察使復命書第八号

神奈川県ノ部

目録

県庁

郡役所

戸長役場

租税

教育

衛生及病院

徴兵

勸業

土木

警察本署

警察区劃

居留地警察署

新聞紙

政談演説

政社

犯罪

監獄

裁判所

県会

町村会

備荒儲蓄

士族

銀行会社及横浜取引所

民情

外国人関係ノ件

明治十六年甲部巡察使復命書第八号

神奈川県ノ部

県庁

庁中ノ事務ヲ分テ庶務外務勸業租税地理学務衛生土木會計兵事

調査職務ノ十二課ト為シ且ツ別ニ本局書記ヲ置ク而シテ各課ニ

若干係ヲ置テ其事務ヲ分掌セシム其詳細ハ別表^(注)ノ如シ

庶務課

常務係

郡区役所及戸長役場ニ関スル諸事ヲ監査スル事

国郡区村市ノ分合改称及経界釐正等ノ事務ヲ管掌スル事

区町村会ニ関スル事務ヲ管掌スル事

諸達書類回議ニ参与スル事

郡区長及戸長ヨリ諸規則上ノ伺指令回議ニ参与スル事

劇場見世物及芸娼妓貸坐敷ケ所創廢ノ事務ニ参与スル事

免許地外臨時劇場見世物興行ノ許否ニ参与スル事

政表及統計表ヲ編製スル事

篤行者ヲ賞誉スル事

濟貧恤窮及備荒儲蓄ノ事務ヲ管掌スル事

社倉及共有物等ノ事務ヲ管掌スル事

居留地ニ関セサル公園名所旧跡ヲ管掌スル事

圖書出版々権及写真版權並新聞雜誌ノ事務ヲ管掌スル事

揭示場ヲ管理スル事

庁中取締ニ係ル事務ヲ管掌スル事

各課ニ属セサル事務ヲ調理スル事

氣象警報ニ関スル事務ヲ管掌スル事

守丁給仕ヲ管理スル事

社寺係

社寺諸般ノ事務ヲ管掌スル事

県社以下ノ神官及寺院住職等ノ進退ヲ管掌スル事

教導職及説教并講社等ノ事務ヲ管掌スル事

社寺境内伐木ノ事務ヲ管掌スル事

社寺ノ什物及古器物ヲ保存スル事

葬儀ノ事務ヲ管掌スル事

社寺境内外地所ニ属スル一切ノ事務ニ参与スル事

戸籍係

戸籍ノ事務ヲ管掌スル事

人民ノ任官免職及処罰等ノ達類ヲ調理スル事

但陸海軍武官ニ関スルモノハ此限ニアラス

相統廃家養子女嫁娶離別分家復籍改姓名ノ諸願伺ヲ調理スル事

教育所一切ノ事務ヲ管掌スル事

教育所寄託金ヲ管理スル事

外国ニ関係ナキ漂泊人通送人等ノ事務ヲ管理スル事

駅通係

駅通郵便ノ事務ヲ管掌スル事

渡船架橋ノ創廢ニ参与スル事

道路里程標位置査定ノ事務ヲ管掌スル事

編輯係

歴史ヲ編輯叙記スル事

記録係

布告布達々告示類ヲ印刷或ハ浄書シ之ヲ頒布スル事

本県布達々告示類ヲ印刷或ハ浄書及ヒ番号ヲ記入シ之ヲ頒布ス

ル事

官省其他ヨリ送付書籍諸表雜誌類ヲ收受及ヒ之ヲ保蔵スル事

布告布達々告示官省院指令訓示等ノ本書及ヒ其他庁中一切ノ文

書ヲ收理編纂及ヒ之ヲ保蔵スル事

送達文書ヲ校閲シ番号ヲ記入シテ県印又ハ県令ノ職印ヲ受ル事

官報ニ関スル事務ヲ管掌スル事

諸広告ヲ各新聞紙ニ登録セシムル事

新聞紙及雜誌類へ掲載スヘキ件ヲ勘載シ之ヲ掲載セシムル事

転写器械及石版職工ヲ管理スル事

受付係

諸文書及物品ヲ受授送達スル事

文書処分稽滞ヲ各署課ニ向テ督促スル事

召喚人及請謁人ヲ通報スル事

收受及送達日表月表年表ヲ調製スル事

郵税電信料及通運賃金ヲ計算スル事

外務課

常務係

外国人ニ関スル治績ヲ視察スル事

成規定例ナキ外国ニ関スル事件ヲ調理スル事

- 外国ニ関スル課署管掌事務ニ参与スル事
- 各国領事其他へ達スル書翰ヲ起草スル事
- 但課署專掌ノ事件ハ其課署ノ報告ヲ待テ起草スルモノトス
- 諸公文ヲ翻訳シ及外国人ト応接通弁スル事
- 外国ニ関スル件ニ付本局ノ書記ヲ掌ル事
- 官私備外国ノ事務ヲ^(一)管掌スル事
- 課署ノ專掌ニ非ラサル外国ニ関スル諸般ノ事務ヲ管掌スル事
- 外国貴賓接待ニ関スル事務ヲ管掌スル事
- 礼砲ノ事務ヲ管掌スル事
- 外国船艦売買ノ事務ヲ管掌スル事
- 海外旅券ニ関スル事務ヲ管掌スル事
- 外国船難破及外国人ニ関係アル漂流物ノ事務ヲ管掌スル事
- 外国ニ関係アル内国漂泊人并ニ送送人ノ事務ヲ管掌スル事
- 海外輸出入政府ノ物品請取渡ヲ為ス事
- 外国人銃獵ノ事務ヲ管掌スル事
- 外国海員水先人ノ事務ヲ管掌スル事
- 内国人ヨリ外国人ニ係ル民事訴訟ニ関スル事務ヲ管掌スル事
- 外国人温泉行ニ関スル事務ヲ管掌スル事
- 港内取締ニ関スル一切ノ事務ニ参与スル事

外国新聞紙ヲ檢閲スル事

居留地係

居留地ヲ管理シ及ヒ之ニ関スル一切ノ事業ヲ勘査スル事

居留地ノ区域ヲ伸縮スル事

居留地貸渡ニ関スル一切ノ事務ヲ管掌スル事

居留地借料及諸稅ヲ徵收スル事

居留地ニ属スル公園ヲ管理スル事

居留地一切ノ費用ニ係ル予算及其使用ノ方法ヲ勘査スル事

貯庫係

揮発物並ニ爆発物貯庫ノ事務ヲ管掌スル事

記録係

各国領事其他へ達スル文書ヲ淨書シ之ヲ編輯スル事

横文書籍ヲ管理シ及外国ニ関スル諸文書類ヲ編輯保護スル事

外交書類ヲ編輯スル事

外国ニ関スル諸文書及物品ヲ受授送達シ及其日表月表年表ヲ編

製スル事

外国ニ関スル文書処分稽滞ヲ各課署ニ向テ督促スル事

諸広告ヲ外国新聞へ登録セシムル事

勸業課

常務係

農商工諮問会及右ニ屬スル議會ノ事務ヲ管理スル事

博覧会及共進会等ノ事務ヲ管掌スル事

水陸路運輸及開墾地ノ事務ヲ管掌スル事

但開墾地ノ町歩ニ滿タサルモノハ此限ニアラス

農商工業上ノ統計表編製ノ事務ヲ調理スル事

博覧会及共進会其他農商工合一ニ係ル事件ノ通信報告ノ事務ヲ

管掌スル事

農商工奨励上褒賞ノ事務ヲ管掌スル事

本課經費ノ出納物品ノ購求及交付等會計ニ関スル事務ヲ調理ス

ル事

港湾ノ修築及用悪水路ヲ査定スル事務ニ参与スル事

農務係

勸農ノ事務ヲ管掌スル事

陸産物ノ改良蕃息ノ事務ヲ管掌スル事

開墾牧畜樹芸ノ事務ヲ管掌スル事

地質風土調査ノ事務ヲ管掌スル事

農業上ノ通信報告ノ事務ヲ管掌スル事

農商工諮問会及其議會ニ諮問スヘキ農業上ノ事件ヲ調理スル事

水産物ノ改良蕃息ノ事務ヲ管掌シ及捕魚採藻場査定ニ参与スル事

獸医及家畜伝染病予防ノ事務ヲ管掌スル事

商工務係

勸商工ノ事務ヲ管掌スル事

銀行諸会社組合市場並職工製作營業其他無稅營業ノ事務ヲ管掌

スル事

本課ノ主管ニ非サル諸營業取締方法ニ参与スル事

物産陳列場ヲ管掌スル事

古器物ノ保存美術ノ奨励ニ係ル事務ヲ管掌スル事

土地借区試掘並諸礦開採ノ事務ヲ管掌スル事

農商工諮問会及其議會ニ諮問スヘキ商工ノ事件ヲ調理スル事

商工業上ノ通信報告ノ事務ヲ管掌スル事

内国商船及海員ノ事務ニ参与スル事

船燈及信号ノ事務ヲ管掌スル事

港内取締ノ事務ニ参与スル事

内国水先ノ事務ヲ管掌スル事

山林係

官林ノ事務ヲ管掌スル事

官林地ヲ下渡又ハ貸渡ニ係ル事務ヲ管掌スル事

官林樹木下渡及下草刈取ニ関スル事務ヲ管掌スル事

官有地部分木ニ関スル事務ヲ管掌スル事

民林保護ノ事務ヲ管掌スル事

山林ニ係ル地目変換ノ事務ニ参与スル事

租税課

国税係

地租ノ収額ヲ査定スル事

土地ノ変換等ニ拠リ其租ヲ増減シ又ハ免除スル事

荒地ノ事務ヲ管シ免租ノ年季ヲ定ムル事

開墾地畝下年季ヲ定ムル事

地価ヲ修正シ地租額ヲ調査スル事務ヲ管掌スル事

耕宅地中ノ地目変換ニ関スル事務ヲ管掌スルコト

官有私下地并荒地及開墾下市街地免税年季明等新規地価調査ノ事務ヲ管掌スル事

国税ヲ統計シ皆済決算ノ事務ヲ管掌スル事

船税ニ関スル事務ヲ管掌スル事

酒類造石検査ニ関スル事務ヲ管掌スル事

煙草税ニ関スル事務ヲ管掌スル事

証券印紙及訴訟用封紙等ノ事務ヲ管掌スル事

度量衡ノ事務ヲ管掌スル事

牛馬売買ノ事務ヲ管掌スル事

内国人銃猟ノ事務ヲ管掌スル事

諸車ノ事務ヲ管掌スル事

地券証印税帳ヲ調査スル事

内国人内地航行ノ外国船へ乗込証書ヲ付与シ及其手数料ヲ徴収スル事

スル事

地租補助貸与ノ事務ニ参与スル事

売薬税ニ関スル事務ヲ管掌スル事

雑税各種ノ税表ヲ調理スル事

諸会社税表及版權免許税表ヲ調理スル事

地租代米預リ米ノ事務ヲ管掌スル事

山林原野雑地変換及開墾ノ許否ニ参与スル事

地方税係

地方税徴収ノ事務ヲ管掌スル事

各課ノ主管ニ非サル諸営業ニ係ル事務ヲ管掌スル事

新規劇場芸娼妓貸座敷ノケ所及銀行諸会社組合市場并ニ職工製

作等営業ノ許否ニ参与スル事

地方税賦課方法ノ事務ニ参与スル事

賦金ヲ徴収シ及其事務ヲ管掌スル事

地方税収入予算ヲ調理スル事

神田玉川両上水ノ賦金ヲ徴収シ及其事務ヲ管掌スル事

娼妓稼高並ニ貸坐敷引手茶屋等營業上リ高ヲ検査シ及ヒ之ニ係

ル取締ノ事務ニ参与スル事

地理課

地籍係

地籍ヲ編纂スル事

地種ヲ定ムル事

居留地ヲ除クノ外地券ニ関スル事務ヲ管掌スル事

官有払下又ハ貸下ノ事務ヲ管掌スル事

但官林払下貸下及開墾ノ為ニ借地料ヲ収メシメスシテ貸下ル

モノハ此限ニアラス

公用ノ為メ民有地ヲ買上ル事

社寺境内外地所ニ属スル一切ノ事務ヲ管掌スル事

官林及道路並木ヲ除クノ外官地ニアル動植物及損木等ノ事務ヲ

管掌スル事

海川ノ捕魚採藻場ヲ査定スル事

地目変換願ノ事務ヲ管掌スル事

但開墾地一町歩以上ノモノ及耕地宅地中ノ変換ニ係ルモノハ

此限ニアラス

国郡区村市ノ分合改称及経界釐正ニ参与スル事

官林ヲ除クノ外官有地内ヘ部分木植付願ノ許否ニ参与スル事

河海埋立願ノ事務ヲ管掌スル事

宅町歩以上土地開墾ノ事務ニ参与スル事

地図ヲ保存スル事

地誌編輯係

地誌ヲ編輯スル事

測量係

土地ヲ測量シ地図ヲ編製スル事

学務課

常務係

学区及公私立各種ノ学校幼稚園図書々籍館等ヲ管理シ興廢分合

等ノ事務ヲ管掌スル事

学務委員及学校長教員等ノ職務ニ関スル諸般ノ事務ヲ管掌スル

事

県立学校ノ事務ヲ管掌スル事

学齡児童就学督責ノ事務ヲ管掌スル事

小学生徒ノ試験ヲ監視シ賞与等ノ処分ヲナス事

学事ニ関スル区町村会ノ事務ニ参与スル事

教育会ノ事務ヲ管理スル事

小学校教則ヲ編製スル事

統計係

学事年報月報及試験表一覽表ヲ編製スル事

會計係

県立学校経費其他教育上須要ノ費用ヲ査定スル事

学資金ヲ管理スル事

衛生課

常務係

医師製薬家薬舗薬商産婆ニ関スル事務ヲ管掌スル事

売薬及薬湯ニ関スル事務ヲ管掌スル事

天然生薬物ノ有無及其産地多寡等ヲ調査スル事

病屍解剖ニ関スル事務ヲ管掌スル事

公私立病院癪狂院ニ関スル事務ヲ管掌スル事

医学及産婆生ニ関スル事務ヲ管掌スル事

貧民救療ニ関スル事務ヲ管掌スル事

地方衛生会ニ関スル事務ヲ管掌スル事

衛生上ノ経費ニ関スル事務ヲ調理スル事

郡区医町村医配置ニ関スル事務ヲ管掌スルコト

梅毒病院及徽毒検査所ニ関スル事務ヲ管掌スル事

娼妓及売淫取締ニ参与スル事

牛痘種継所ニ関スル事務ヲ管掌スルコト

消毒所ニ関スル事務ヲ管掌スル事

保健係

各地飲水検査及其改良ニ関スル事務ヲ管掌スル事

販売ニ係ル飲食物検査ノ事務ヲ管掌スル事

飲食物及玩弄品ノ着色料其他顔料染料等販売ニ関スル事務ヲ管掌スル事

売水売氷牛乳営業并ニ屠場ノ事務ヲ管掌スル事

道路厠園ノ廢置変換等ノ事務ヲ管掌スル事

汚物掃除及溝渠浚除ノ事務ヲ管掌スルコト

但道路改良及沿道溝渠改良浚除ニ関スル事務ハ此限ニアラス

沿道溝渠ノ改良浚除ニ関スル事務ニ参与スル事

墓地及火葬場ニ関スル事務ヲ管掌スルコト

劇場寄席旅舎其他人寄場取締ニ参与スル事

汚物揚卸場ヲ査定スル事

洗湯及温泉営業ノ事務ニ参与スル事

種痘ノ事務ヲ管掌スル事

牧場及畜場廃置ノ事務ニ参与スル事

伝染病ニ関スル事務ヲ管掌スル事

家畜流行病伝染病ノ予防消毒法ニ参与スル事

横浜水道創廢及修繕ノ事務ニ参与スル事

統計係

衛生ニ関スル諸統計表及年報ヲ製スル事

土木課

修路係

道路橋梁修築下水鑿浚ニ関スル事務及其工事ヲ管掌スル事

但本条ニ関スル寄付金又ハ献地等ノ願ハ併セテ調理スルモノ

トス

道路ノ種別ヲ調理スル事

道路掘穿等ニ係ル願伺ヲ調査スル事

並木ノ事務ヲ管掌スル事

道路里程標建築ノ工事ヲ管理スル事

道路敷地ノ処分ニ参与スル事

道路ノ側圍廢置交換等ノ事務ニ参与スル事

道路へ建設スル揭示場及里程標等ノ位置査定方ニ参与スル事

陸路運輸及開墾地ノ事務ニ参与スル事

渡船架橋ノ事務ヲ管掌スル事

治水係

堤上堤腹等ノ仕用ヲ許否スル事

物品揚卸場ノ事務及ヒ其工事ヲ管掌スル事

河原地払下ケ又ハ貸下ケ等ノ事務ニ参与スル事

河川捕魚採藻場等査定方ニ参与スル事

河海堤防ノ修築川渠ノ疏通港灣ノ修築其他田地灌溉ノ用悪水路

等一切ノ治水ニ関スル事務ヲ管掌スル事

但横浜水道久地村内分量樋以下ハ此限ニアラス

水路運輸ノ事務ニ参与スル事

營繕係

諸官舎ヲ管理スル事

但警察費ノ支弁ニ係ルモノハ此限ニアラス

官費並地方税賦金ノ支弁ニ属スル諸建築ノ事務及其工事ヲ管掌

スル事

但警察費ノ支弁ニ係ルモノハ此限ニアラス

諸官舎敷地ノ処分ニ参与スル事

本庁構内掃除及樹木ニ関スル事務ヲ管掌スル事

水路係

横浜水道ノ事務及其工事ヲ管掌スル事

横浜水道稻毛
川崎ノ二ヶ領 合併久地村地内分量樋以下ノ水路ニ関スル事務及其工事ヲ管理スル事

雑事係

諸工費収支等計算簿記簿ヲ管掌スル事

河港道路用悪水路等ノ工費一村限金高帳及総計帳ヲ調理スル事

事

水災表其他土木ニ関スル諸表ヲ調製スル事

課中ノ諸器械及物品ヲ管理スル事

会計課

常務係

為換方ノ事務ヲ管掌スル事

貨幣交換ノ事務ヲ管掌スル事

備荒儲蓄金収支及ヒ儲積ノ事務ヲ管掌スル事

地方税及備荒儲蓄金収支予算精算報告書ニ参与スル事

官舎宿地料ヲ収支スル事

堤塘道路及並木敷地使用料並木枯損木払下代徴収ノ事務ヲ管掌シ及之ヲ支出スル事

国庫ニ関スル経費収支ノ事務ヲ管掌スル事

警察費国庫下渡金其他各官省ニ関スル経費収支ノ事務ヲ管掌スル事

租税 本庁直収入 雑収入及違警罪科料金ヲ收受シ之ヲ送納スル事

地方税収支及支出ノ事務ヲ管掌スル事

各資本金其他本県限り取扱金ヲ収支スル事

各所ノ寄託金ヲ授受スル事

賦金收受及支出ノ事務ヲ管掌スル事

売淫罰金收受及支出ノ事務ヲ管掌スル事

検査係

金錢物品出納ノ当否ヲ審査スル事

諸成算書ヲ検査スル事

管内諸官衙及神社学校病院教育所等会計ノ実況ヲ検査スル事

為換方へ預ケ金及抵当品ヲ照査スル事

簿記係

各種ノ金穀記簿一切ノ事務ヲ管掌スル事

国庫ニ関スル諸経費及雑収入決算及其報告書ヲ調理スル事

地方税及備荒儲蓄金精算書ヲ調理スル事

国庫ニ関スル貸下金及賦金売淫罰金ノ収支決算ヲ報告スル事

出納係

金銭物品ヲ出納シ及之ヲ保管スル事

本庁一切ノ備品ヲ管理スル事

諸用度品購求ノ事務ヲ管理スル事

為換預ケ金ノ抵当品ヲ保管スル事

小使及雇人足ヲ管理スル事

本庁舎ノ保持掃除ニ関スル事務ニ管掌スル事

公債係

公債証書ニ関スル事務ヲ管掌スル事

諸貸下金ノ事務ヲ管掌スル事

備荒儲積公債証書購入売却ノ事務ヲ管掌シ及之ヲ保管スルコト

各所寄託金有利預ケノ事務ヲ管掌シ及其抵当品ヲ保管スル事

兵事課

徴兵ニ関スル一切ノ事務ヲ管掌スル事

陸海軍召募及志願者ニ関スル事務ヲ管掌スル事

陸海軍常備兵ニ関スル事務ヲ管掌スル事

予備軍後備軍ニ関スル事務ヲ管掌スル事

軍人賞勲年金恩給扶助吊祭等ニ関スル事務ヲ管掌スル事

但賞勲年金ノ辞令書ノ伝達ニ関スル事務ハ此限ニアラス

徴発事務ヲ調理スル事

兵籍ニ関スル諸名簿ヲ保護及加除スル事

証券印紙及訴訟用野紙類等売捌人許否ニ関スル事務ニ参与スル

事

徴兵ニ関係アル戸籍上ノ諸達類顧問指令回議ニ参与スル事

人民ノ陸海軍ニ係ル任官免職及処罰等ノ達類ヲ調理スル事

調査課

県会及常置委員会ニ関スル事務ヲ管掌スル事

地方税経済ヲ統括シ及地方税ノ支弁ニ係ル一切ノ事件ニ参与シ

其事業ノ起廢得失ヲ調査スル事

地方税及ヒ備荒儲蓄ノ経済ニ属スル財産管理ノ方法ヲ監査スル

事

地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及其徴収方法ヲ査定スル事

県会常置委員会ニ関スル議案諮問案報告案ヲ調理スル事

地方税ヲ以テ支弁スヘキ事件及其徴収ニ関スル諸達何指令等ニ

参与スル事

備荒儲蓄金穀及公債証書ノ出入ニ参与スル事

常置委員会ニ係ル書記編纂等ノ事ヲ管理スル事

県会常置委員会ニ属スル図書其他ノ物品ヲ保管スル事

職務課

官員ノ身分ニ関スル事務ヲ管掌スル事

官員ノ出勤欠勤ヲ調査スル事

県印ヲ監守スル事

官記辞令淨書ノ事務ヲ管掌スル事

官員名簿履歷簿印鑑簿宿所簿等ヲ調製保存スル事

儀式礼節拝賀ニ関スル事務ヲ管掌スル事

出勤時限及臨時休暇ニ関スル事務ヲ管掌スル事

官員ノ当宿直割ヲ定メ及ヒ之ニ関スル事務ヲ管掌スル事

皇居御門鑑ヲ監守スル事

元老院議事傍聽牌ヲ受ケ及ヒ之ヲ交付スル事

飛信遞送切手ヲ監守及ヒ之ニ関スル事務ヲ管掌スル事

課印職印封印ヲ調製交付スル事

叙勲者ニ関スル事務ヲ管掌スル事

官船官馬車及其取締以下ヲ管理スル事

本局備付品及ヒ書冊ヲ管守スル事

本局書記

本局書記ノ事務ヲ管掌スル事

本局ニ出ス諸文書諸回議ヲ調査スル事

(注) 原資料では一覽表になっているが本書では以下の体裁をとつた。

郡役所

県内ニ十五郡アリ十四郡役所一區役所ヲ置テ之ヲ分轄ス各郡區役所ノ狀況ヲ見ルニ吏員其人ヲ得事務整理スル所アルト雖モ概シテ隆吉巡視シタル他県ニ比スレハ事務ノ挙行遲緩ナルカ如シ蓋シ郡区吏其人ニ乏シキノミナラス県庁ニ於テモ外国交際ニ多事ナルカ為メ内政上ニ充分力ヲ用フル隙ナキニ因ルナラント想像ス県令ヨリ特ニ郡区长ヘ委任ノ条件別紙ノ如シ

〔(本書)「委任条件」(注)〕

第一 風震水火ノ難ニ罹ルモノ一時救助ノ事

第二 難波船及漂流物ノ事

但外国船及内国大難船ハ此限ニアラス

第三 改宗改式改檀届ノ事

第四 社寺修繕願ノ事

但県社以上ハ此限ニアラス

第3章 三新法体制

- 第五 社寺什物取締ノ事
- 第六 婦人断髮願ノ事
- 第七 士族ノ民籍編入願ノ事
- 第八 除族セラレシモノ、跡襲族願ノ事
- 第九 失跡セシモノ、跡相続及妻養子等離別願ノ事
- 第十 改名及復姓願ノ事
- 第十一 原籍問合ニ付往復ノ事
- 第十二 脱漏ノモノ入籍願ノ事
- 第十三 逃亡訴并帰住届及逃亡人八十年ニ至リ除籍届ノ事
- 第十四 戸籍改正願ノ事
- 第十五 行旅ノ困難及行倒人并無籍漂泊人取扱及往復ノ事
- 第十六 復籍人送送費ニ付往復ノ事
- 第十七 諸車検査ノ事
- 第十八 度量衡新器検査烙印ノ事
- 第十九 諸船舶検査ノ事
- 第二十 酒類営業願ノ事
- 第二十一 煙草営業願ノ事
- 第二十二 牛馬買賣営業願及鑑札付与ノ事
- 第二十三 地方税ニ関シ及無税ニ属スル尋常ノ諸営業願届ノ事

- 但劇場及芸妓稼場市場トモ新設移転諸会社水車ノ設置製
- 米飲水陸運並ニ回漕特ニ官ノ保護ヲ乞願スルモノ 營業ニ係ル件其他尋
- 常ニ非サルモノハ此限ニアラス
- 第二十四 諸興行出稼等ノ為メ社寺官有ノ境内拝借願ノ事
- 第二十五 官地ニアル動植物売却ノ事
- 第二十六 官地拝借料動植物土地払下代ヲ徴收シ及不納者処分ノ事
- 第二十七 官有地ニアル人民所有ノ家屋売買及書入質與書ノ事
- 第二十八 部分木植付願ノ官有地検査ノ事
- 第二十九 電信柱敷地手当金調査ノ事
- 第三十 堤上堤腹及道路並木敷地等ノ仕用料徴收ノ事
- 第三十一 漁業採藻営業願并ニ鑑札付与ノ事
- 第三十二 取締ノ為メ設ケタル規則ニヨリ營業者へ鑑札ヲ付与シ又ハ検印スル事
- 第三十三 種痘術開業願ノ事
- 第三十四 他府県下開業医出張所願ノ事
- 第三十五 道路ニ係リ建物引移願ノ事
- 第三十六 道路へ足代板囲添柱等ヲ取建ル願ノ事
- 第三十七 路傍ニ建札或ハ飾物木石類差置願ノ事
- 第三十八 道路添私有地々揚ノ事

第三十九 諸拝借金ヲ取立ル事

第四十 道路橋梁通行止ノ事

但国道ト仮称スルモノト横浜区内及外国人居留地遊歩

道ニ係ル道路橋梁ハ此限ニ非ス

第四十一 売薬受売営業及行商願ヲ許否スル事

第四十二 諸裁判所ヘ往復ノ事

第四十三 社寺境内植木処分ノ事

第四十四 犯罪人原籍并前科資力年齢等調査及人民召喚ニ付裁判官

并ニ検事及各府県警察官ト往復スル事

第四十五 搾牛乳営業及請売願ノ事

第四十六 温泉洗湯営業願ノ事

(注) 原資料ではこの「委任条件」の前に左記の如くあり、全文削除

されている。

乙第壹号

郡区役所

郡区長一般管掌事務ノ外左ノ条件来ル二月一日ヨリ特ニ委任候

条夫々例規ニ依リ可取扱此旨達候事

但從來取扱手續ノ儀ハ県庁主務課ヨリ可引継儀ト可相心得

事

明治十二年一月四日

戸長役場

全県ニ戸長役場九百四十ヶ所ヲ置ク之ヲ町村ノ数千三百七十六ニ比較スレハ凡ソ宅町村半ニ一役場ノ割ニ当ル又人口八十万三百六人ニ比較スレハ八百五十一人余ニ付戸長一人ノ割ニ当ル其給料ハ町村ノ戸数ニ応シ年額ヲ以テ支給ス最寡額金拾二円最高額金二百六拾五円ナリ筆生ノ給料亦之ニ準シテ等差アリ詳細ハ別冊戸長以下給料及戸長職務取扱諸費支給額ニ詳カナリ又撰挙ノ方法ハ一般普通ノ公撰法ニテ別ニ異ナルコトナシ

(別冊)

丙第三百三十六号

郡役所

戸長役場

戸長已下給料及戸長職務取扱諸費支給額左之通相定メ来ル七月一日ヨリ施行候条此旨相達候事

明治十五年六月三十日

神奈川県令 沖 守固

一 戸長筆生給料ハ其町村ノ戸数 前年度一月一日ノ現員ニ応シ年額ヲ以テ支給ス其額左之如シ

但数町村ヲ兼務スルトキハ其戸数ヲ合算シ本文ニ準シ支給スヘシ

戸長給料	年額
貳拾戸未満	金額金拾貳円
貳拾戸以上	全 金貳拾円
五拾戸未満	全 金三拾五円
五拾戸以上	全 金五拾円
百戸未満	全 金六拾五円
百戸以上	全 金八拾五円
貳百戸未満	全 金百円
貳百戸以上	全 金百貳拾円
三百戸未満	全 金百四拾五円
三百戸以上	全 金百七拾円
七百五拾戸未満	全 金百九拾五円
七百五拾戸以上	全 金貳百貳拾円
千戸未満	全 金貳百九拾五円
千戸以上	全 金貳百貳拾円

三千戸以上
四千戸未満
四千戸以上
五千戸未満

全 金貳百四拾五円
全 金貳百六拾五円

筆生給料

役場部内ノ戸数五拾戸以下金九円五拾^(錢脱)老戸以上百戸以下金拾八円以下拾戸毎ニ金壹円八拾錢ヲ加ヘ支給ス
但拾戸未満ノ端数ハ拾戸ノ割ヲ以テ算ス

一 戸長職務取扱諸費ハ需用費旅費ノ二項ニ分ケ年額ヲ以支給ス其

額左之如シ

需用費

每役場平等ニ金五円貳拾五錢及其町村戸数^{前年度一月}老戸ニ付

金三錢ヲ併セ給ス

旅費

各地往復旅費ハ老里毎ニ片道金拾錢滞在日当日金五拾錢ヲ給ス

但老里未満ノ端数ハ給セス

納税ノ景況

国税ハ概シテ怠納スルモノナク明治十四年度中ハ公売処分ノ件ナシ

十五年度国税ノ内車税不納ニ付公売処分四件煙草營業税不納ニ付公売処分事件アリシノミ地方税ハ郡ニアツテハ不納ニ属スルモノ僅少ナルモ区ニ於テハ些々タル商業ヲ営ム貧民夥多ナルカ為メニ納税取扱上甚タ困難ナリト云フ

教育ノ状況

県立師範学校一町村立中学校一私立中学校一町村立小学校五百四十四町村立商学校一私立小学校十三私立雜種学校十九アリ町村立小学校教員ノ数一千七百九十三人内百八十五人訓導一人準導一人導一千六百八十八人補助員ナリ其給料ハ訓導ハ金五円ヨリ拾八円ニ至ル補助員ハ五拾錢ヨリ拾五円ニ至ル学務委員ノ数ハ千六百四十五人内専務六百八十九人兼務九百五十六人其給料総額ハ一ヶ月凡ソ九百二十六円八拾二錢八厘ナリ外ニ事務取扱フ日ノミ日給三拾錢ヲ給スルアリ三拾四学区同二拾五錢ノモノ三学区同二拾錢壹学区十五錢壹学区拾二錢壹学区アリト云フ爰ニ隆吉巡視セシ学校ノ状況ヲ左ニ掲ク

師範学校○横浜野毛山ニアリ隆吉巡視ノ際暑中休暇ナルヲ以テ授業ノ方法ヲ目撃スルコト能ハスト雖モ教則及ヒ器械等ハ整備セルカ如此此ニ嘆スヘキ事ハ中学校ノ廃止ナリ明治十一年ニ当師範学校内ニ之ヲ設立シ同年七月之ヲ廃止セリ其理由ノ大略ハ中学校ノ費用

ヲ十二年度ノ県会ニ付セシニ県会ハ費額ノ節減ヲ旨トシ既ニ小田原地方ニ於テ町村立中学校ヲ設置セルモノモアレハ更ニ地方税ヲ以テ之ヲ設置スルニ及ハサルモノトシテ之ヲ否決セリ因テ姑ク生徒ノ月謝等ヲ以テ之ヲ維持シ再ヒ之ヲ十三年度ノ県会ニ付セシニ又前年同

一ノ議決ナルヲ以テ遂ニ之ヲ廢スルニ至レリ今仍ホ再興スルノ目的ナシ

小田原中学校○本校ハ大住洵綾足柄下郡同郡上郡愛甲郡ノ共立ニシテ高等ノ普通学科ヲ授ケ中等以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クル所トス其資本金ノ原由ヲ釋ヌルニ旧小田原藩知事大久保忠良旧藩士子弟教育資本トシテ金五百円ヲ寄付セリ然ルニ故足柄県令柏木忠俊旧知事ノ厚志ヲ繼キ次官僚屬ト協議シテ毎月々給金若干円宛寄付シ右五百円ト合シテ母金トナシ共同社ニ預ケテ以テ子金ヲ生セシメ積ンテ金八千五百円トナル明治七年十二月此資金ヲ以テ旧足柄県師範学校ヲ設立シ専ラ小学校教員ヲ養成ス明治九年足柄県ヲ廢シ神奈川県ニ合スルヲ以テ神奈川県師範学校トナル明治十二年十月師範学校ヲ廢シ同年十一月足柄下郡外四郡共同シテ本校ヲ設立ス因テ神奈川県ヨリ右資本金ヲ本校ヘ下賜セリト云フ現在生徒數十名教員七名其給料ハ金五円ヨリ二拾円ニ至ル老松小学校○横浜区老松町外六ヶ町ノ共立ナリ学区内学齡兒童ノ數

六百五十人ノ内就学四百五十六人ナリ 但他校ニ通学スルモノヲ合算ス 該校生徒四百三十七名 男二百五十七人 女百八十八人 教員ハ校長以下十三人月給金四円五拾銭ヨリ拾八円ニ至ル資本金ハ毎月ノ授業料金若干円地方税ヨリ毎月金二十円 但本校ハ師範校ニ属スルヲ以テ地方税ヨリ該額ヲ給スト云フ 部内協議費毎月金三拾円ト定ム尚ホ臨時費ヲ要スル時ハ協議ヲ以テ支弁ノ方法ヲ定ム授業料収納ノ方法ハ凡ソ左ノ如ク定メ置キ尚ホ時宜ニ依リ斟酌スル所アリト云フ

上等 金三拾銭 地主家作人ノ子弟

中等 金二拾五銭 地借人及表借家人ノ子弟

下等甲 金二拾銭 横町ノ借家人ノ子弟

下等乙 金拾五銭 裏借家人ノ子弟

西岸学校○相模国三浦郡浦賀ニ在リ現在生徒三百三拾三人 男百七十六人 女百六十人 教員八人其月給ハ金四円ヨリ拾六円五拾銭ニ至ル学務委員一名世話人五名アリ彼等ノ尽力ニテ有志ノ寄付金ヲ募リ近年建築セシモノニシテ教場ノ結構宜ロシ県内小学校中ノ著名ナルモノナリ

三崎学校○相模国三浦郡三崎ニアリ三崎花暮外七ヶ町諸磯村ノ共立小学校ナリ学区内学齡兒童ノ数七百四十二人 男三百六十五人 女三百七十七人 内就学児二百六十七人 男百三十六人 女百三十一人 教員八十人其給料ハ月給金二円ヨリ拾円五拾銭ニ至ル学務委員五名内二人ハ戸長兼務ナリ該地ハ漁村ニシテ家事ハ総テ女子ノ主任ナレハ読ミ書キ等ハ婦人ノ要用ニシテ男子

ニハ却テ不用ナルカ為メ学校ノ生徒モ自ラ割合ニ女子多シ

三坪学校○鎌倉郡戸塚駅ニアリ学区内学齡児ノ数百九十八人 男九十八人 女八十八人 内就学児百二十七人 男八十人 女四十七人 教員三名月給金四円ヨリ八円ニ至ル学務委員一名月給金三円五拾銭資本金千五十六円之ヲ貸付ケ年尅割ノ利子ヲ徴収シテ学資ニ充ツ不足ハ協議費ヲ以テ補充ス

幸学校啓蒙学校宮前学校○共ニ小田原駅ニアリ該駅 十字町幸町万年町新玉町緑町

連合学区ニ於テハ男校女校ヲ分チ且ツ貧民子弟ノ為メニ別校ヲ設ク即チ幸学校ハ女子ノミヲ教育スル所ニシテ隆吉之ヲ巡視セシニ現生徒五百七十七人教員二十人 内十七人女教員ナリ男教員ハ僅カニ三名ナリ 其月給ハ金三円ヨリ拾円ニ至ル教授ノ方法宜キヲ得生徒勉勵進歩ノ状著シ啓蒙学校ハ男子ノミヲ教育シ現在生徒五百二十四人宮前学校ハ商賈及雑業漁業等赤貧又ハ職業ニ関シ定期授業時間ヲ縮ミ難キノ子女ヲ教育スル所ニシテ現在生徒二百十八人 男百十八人 女百人 ナリ右二校ハ隆吉巡廻ノ都合アリシニヨリ授業ノ實際ヲ目撃スルコトヲ得スト雖トモ聞ク所ニ依レハ教員等其人ヲ得諸規則整頓セリト云フ蓋シ該地方ニ在テハ旧足柄県以来蓄積金アリテ学校ノ資本充分ナルニ依ルヘシ現ニ右三校ニ属スル資本金額二万五千五百五拾四円〇七錢七厘八毛アリ内金壹万九百貳拾五円八新公債証書金八千七百七拾五円八金緑公債証書金五千八百五拾四円七錢七厘八毛ハ貸金ナリト云フ但シ資金ノ組成タル旧足

柄県ニ於テ資本金取扱社ヲ置キ預リ金及貸金等ノ法ヲ設ケ利子ヲ倍殖シ又ハ旧小田原藩主大久保氏ノ旧藩士ヲ教養セシ学資殘金及有志者ノ寄付金等ヲ以テ蓄積セルモノナリ然レトモ明治十一年以降貸付金ノ法ヲ廢シ取立金ヲ以テ漸次公債証書ヲ買得シ利益半額ヲ学資ニ積ミ半額ハ学費ニ仕用ス

八王子学校○現在生徒五百六十四人 女二百三十二人 教員七名其月給ハ金六円ヨリ拾三円ニ至ル学務委員二名アリ資本金ハ千二百五十二円ノ積立テアリ

衛生及病院ノ狀況

衛生ノ事業ハ著シキコトアルヲ見ス病院ハ県立十全病院及ヒ梅毒病院數ヶ所アリ私立病院ハ横浜ヲ除クノ外郡ニハ之レアルヲ聞カス陸吉巡視セシ病院ノ狀況左ノ如シ
十全病院○横浜区老松町ニアリ十六年度経費予算金老万八百四円四十五錢区部地方税ヲ以テ支弁ス医師ハ外国人二名隔月出勤ス而シテ出務中銀貨二百円ヲ給ス他ハ当直医六名皆二拾七円以下ノ月給ナレハ其医術モ押テ知ルヘシ一昨十四年中患者總計一月ヨリ六月ニ至ル九百七十一人内 男六百九十六人 女二百七十五人 自七月至十二月千七百七十九人内 男七百七十九人 女二百七十五人 内病症ノ多キハ消化器病呼吸器病トス昨年及ヒ本年ノ患者

表ハ未タ整頓セスト云フ

県立梅毒病院○久良岐郡横浜戸部町ニアリ位地高燥空氣ノ流通好シ病院ニ適當ノ地ナリ医師四名事務掛四名患者常ニ數十名アリ又八王子横須賀三崎藤沢小田原ノ各地ニ分病院ヲ置キ梅毒ヲ検査シテ其蔓延伝染ヲ予防ス入費ハ総テ賦金ヲ以テ支弁ス其額十五年度予算金老万五千二百九十円五十錢ナリ

私立病院○管内私立病院ノ數十アリ内六ハ横浜区内及ヒ比隣ノ地ニアリ他ハ八王子小田原大住郡平塚駅及ヒ愛甲郡厚木町ニ各一アリ

徴兵ノ狀況

徴兵令施行以來県下一般徴兵ヲ規避スルモノ甚タ多キヲ以テ県庁ニ於テハ多年歳ニ之カ取締ノ方法ヲ設ケ且ツ説諭勸誘等ニ力ヲ尽クセルヲ以テ規避スルモノ漸ニ減少スルノ狀況ナリ然レトモ予メ老衰死ニ近キ輩ヲ分家セシメ置キ其死ヲ待テ死後養子トナシ又ハ絶家再興ノ名ヲ以テ免役ヲ謀ル徒猶未少カラスト云フ茲ニ徴兵下検査手続及ヒ徴兵人員概算表ヲ付シテ參看ニ供ス

徴兵下検査手続

徴兵下検査ハ左ノ方法ヲ以テ施行ス

第一 戸籍点檢